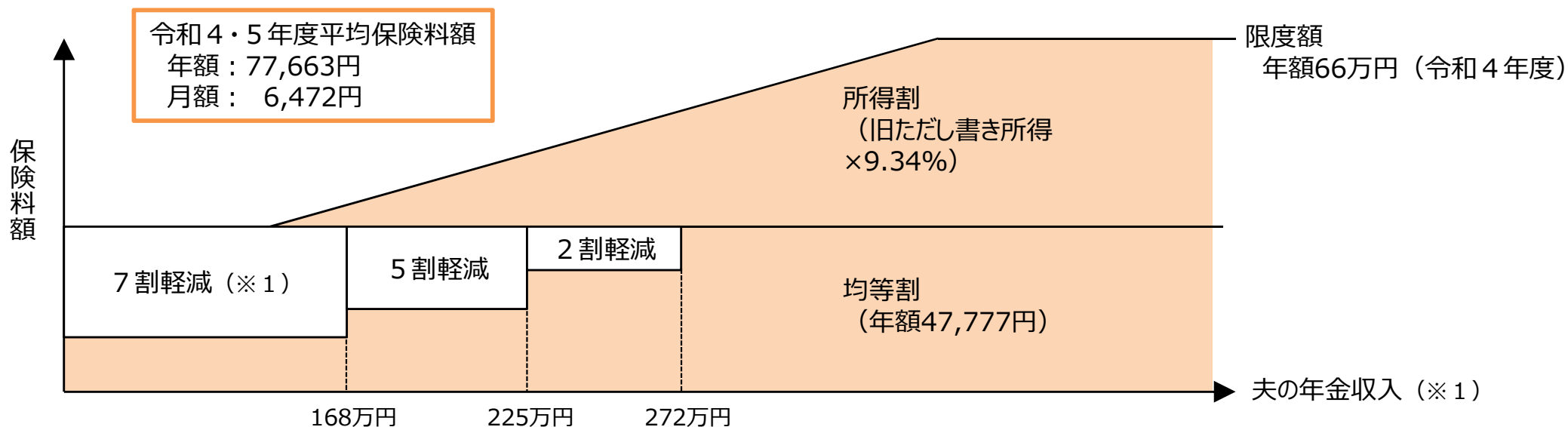


# 後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者が負担する保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課される（2年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。  
※令和4・5年度全国平均保険料率 均等割 47,777円／所得割率 9.34%
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割／5割／2割を軽減する
- 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減している。また、②所得割は賦課されない。  
※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の軽減割合	対象者の所得要件（令和4年度）	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯（※1）	単身世帯
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	43万円（※2） + 28.5万円×（被保険者数）以下	225万円以下	196.5万円以下
2割軽減	43万円（※2） + 52万円×（被保険者数）以下	272万円以下	220万円以下

（※1） 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

（※2） 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合、43万円 + 10万円×（給与所得者等の数 - 1）